

別表（Ⅵ）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和2年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 2	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、	総合的な学習の時間の指導法	8	「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	事前・事後指導	1	2	※1
			教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	2		
	教職実践演習		2	2		
合計単位		23		24	2	24単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択必修		選択
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 単位	法学 国際法 行政法Ⅰ 民法・基礎Ⅰ 民法・基礎Ⅱ 刑法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法Ⅱ 租税法 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 刑法Ⅱ 国際機構論 商法Ⅰ 商法Ⅱ 商法Ⅲ 知的財産法 労働法 社会保障法 国際経済法	2 4		4 2 2 4 4 4 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	※2
			「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	経済学入門Ⅰ 経済学入門Ⅱ マクロ経済学 ミクロ経済学 経済史 計量経済学 経済データ解析論 経済学史 日本経済史 外国経済史Ⅰ 国際経済学 公共経済学 労働経済学 産業組織論 金融論 国際金融と世界経済 現代ファイナンス理論 国際貿易理論 国際マクロ経済学	2 2		4 4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 2 4
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」			2 2 2 2 2		} 5科目から3科目選択必修	
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4 単位	社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2			
要修得単位		24		16	10	26 単位必修	

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
	授業科目	単位数 必修 選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 12 単位以上 を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（23 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育実習Ⅰ」は、「大学が独自に設定する科目」の単位として含めることができる（※1）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目（4 単位）を選択必修とする（※2）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。